

【2. 生計維持者の収入等の状況について】

(1) 専攻科修学支援金の支給を受けようとする期間の区分 (いずれかの口にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等及び (記入上の注意【2. 生計維持者の収入等の状況について】トに該当する場合) 扶養親族申告書を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等及び (記入上の注意【2. 生計維持者の収入等の状況について】トに該当する場合) 扶養親族申告書を添付)
---	---

(2) 申請又は届出時点における生計維持者の状況及び添付する課税証明書等及び (記入上の注意【2. 生計維持者の収入等の状況について】トに該当する場合) 扶養親族申告書については次のとおりです。

(次の①から④までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

次の生計維持者の課税証明書等を添付します。	
①	<input type="checkbox"/> 父母2名分 父母1名分 (満18歳となる日の前必要と認められる場合)
②	<input type="checkbox"/> ・離婚、死別、 ・父母2名存在する場合。 ※課税証明書の提出は必要ありません!!
③	生徒の生計をその <input type="checkbox"/> 父母が存
④	生徒本人 <input type="checkbox"/> 父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない 等

(3) 課税証明書等を添付する生計維持者の氏名及び生徒との続柄

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
(ふりがな)		(ふりがな)	
<input type="checkbox"/> 家計急変事由に該当する		<input type="checkbox"/> 家計急変事由に該当する	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)、市町村民税の調整控除額又は市町村民税の扶養親族の情報の変更や離婚・死別、養子縁組等による生計維持者の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。